

河川カルテ作成要領

1. 目的

河川カルテは、河川巡視や点検の結果、維持管理や河川工事の内容等を継続的に記録するものであり、堤防等河川管理施設や河道の状態を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる重要な資料である。また、河川管理のPDCAサイクルを具体化していく上でも基本的な情報となる。なお、河川カルテの効率的な更新と利活用に供するため、河川維持管理データベースシステム（以下、「RiMaDIS」という）を活用し、データベース化し管理する。

2. 河川カルテに蓄積する情報

河川カルテには、以下に示す情報のうち、引き継いでいくべき重要な情報について事務所の関係部署が参加する横断的連絡調整会議等で確認し、蓄積するものとする。

堤防等河川管理施設（堤防、樋門・樋管、水門、堰・床止め、排水機場等）や河道の状況について、河川工事に伴う改変の他、河川巡視、点検、地域からの情報等により得られた次の変状等を経年的変化が確認できるよう箇所毎に平面図上の位置情報と併せ蓄積する。

- ・ みお筋（砂洲）の変化、水衝部・洗掘箇所等の河道の異常・変状、堤防の異常・変状
- ・ 河川管理上支障のある不法行為（不法占用、不法工作物、不法投棄、不法盛土等）
- ・ 河川管理上支障のある施設本体及び施設周辺の異常・変状等
- ・ 変状等に対する措置状況
- ・ 施設の基本諸元
- ・ 工事履歴、被災履歴
- ・ 土砂撤去や樹木伐採等の実施状況
- ・ 定期的な措置が必要な事項
- ・ 地域との調整事項
- ・ その他、引き継いでいくべき重要な情報 等

なお、機械設備・電気通信施設等の点検結果については各々の点検にて記録されることから、早急に措置が必要、機能支障が生じていると判定した重大な変状等についてのみ記載する。

3. 河川カルテ情報の管理

河川カルテはRiMaDISのデータベースシステムにより作成し、情報を蓄積することを基本とする。

RiMaDISの河川カルテ情報の管理者（以下、「管理者」という。）は、出張所長等を基本に事務所長等が指名する。また、管理者は、必要に応じ河川カルテ情報の管理補助者、入力者等（管理者自身を含む）を指名する。

管理者は、過去に作成された河川カルテについても「国土交通省行政文書管理規則」等に基づき保存するものとする。なお、過去に作成した河川カルテをRiMaDISデータに移行した場合には、RiMaDISデータを正本とし、過去に作成した河川カルテを「写し」として取り扱うことができるものとする。

また、RiMaDISのデータベースシステムによる作成後においても、登録済情報の不要な編集、削除からデータを保護するなど、確実なデータの保存に努めることとする。

河川カルテはRiMaDISによって、事務所内で共有できる状態にし、平常時からの情報共有に加え、重大な変状等についてはその都度事務所内で情報共有を図ることとする。また、出水期前点検、台風期点検、出水後点検などで新たに発見、進行が確認された変状等については、事務所の関係部署が参加する横断的連絡調整会議等において、河川カルテの更新内容等の確認、判断を行うこととする。

4. 河川カルテの作成

河川カルテは、以下の点に留意して作成し、データベースとして管理する。

- ・ 平面図には、施設（樋門・樋管、水門、堰・床止め、排水機場等）の位置に加え、点検時や日頃の河川管理で発見した堤防等河川管理施設及び河道に関わる変状等の該当箇所を示す。また、必要に応じて、許可工作物等の位置を示す。
- ・ 各変状等の情報には、発生や確認した年月を含める。また、経年的変化が判別可能となるよう変状等の定量的な把握に努めるとともに、変状等の状態が継続しているのか、対応が完了しているのか判別が出来るようにする。
- ・ 各変状等の現地写真は、変状等の状況が分かる写真（近景）及び場所の特定や周辺状況が確認できる写真（遠景）を添付する。
- ・ 各変状等に対して何らかの措置を実施した場合には、措置の方法の概要及びその措置を実施した判断、措置後の状況が分かる写真等を添付する。

5. 活用

河川維持管理計画に基づく維持管理を通して、個々の河川の具体的な維持管理を充実させるためには、河川毎の状況に応じて解明すべき課題は何かを明確にした上で、それらを実施する中で順次分析していくことも重要である。このため、河川カルテに蓄積された内容とその分析・評価の結果が、河川維持管理計画あるいは毎年の実施内容の変更、改善に反映されるように、サイクル型の河川維持管理の具体化に当たって活用する。

また、堤防等河川管理施設や河道の状態把握を行い、分析・評価し、適切に維持管理対策を行うに当たっては、これまで積み重ねられてきた広範な経験や、河川に関する専門的な知識、場合によっては最新の研究成果等を踏まえて対応することが必要であり、河川カルテの情報の活用、あるいは河川カルテの記載手法の検討に当たっては、必要に応じて専

門家や学識者等の意見を聴きながら実施することが望ましい。

河川カルテは維持管理状況を確認できる基本的な資料であることから、維持管理関連の予算確保や被災時の災害復旧申請に資する基礎資料とする。